

# 岐阜県公報

第三千十八号  
平成三十一年一月二十九日  
(火曜日)

## 目次

### 告示

- 有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 三七
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更 (航空宇宙産業課) 三八
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 三八
- 道路の区域変更 (道路維持課) 三九

### 公示

- 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 四〇
- 公共測量の実施 (用地課) 四〇
- 岐阜都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 四〇

### 正誤

- 豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定中訂正 (畜産課) 四一
- 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に關する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正 (法務・情報公開課) 四一

## 告示

岐阜県告示第二十号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	火口のふたり		フアンナム・フィルム
	師匠の女将さん いじりいじられ		オーピー映画
	手ごめにされた新妻 夫と義父と...		新東宝映画
	かちんこ！平成任侠外伝		オーピー映画
	豊満OL 獲取られ人事		オーピー映画

### 2 指定年月日

平成31年1月29日

### 3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
ナフテスコ株式会社	東京都千代田区平河町二丁目七番九号	平成 二六・三・三	変更前 三〇・三・三
		平成 三〇・三・三	変更後 三二・三・三

岐阜県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
可児市久々利字薬師洞一〇二五の一、一〇二五の三〇
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字薬師洞一〇二五の一・一〇二五の三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。  
平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
本巣市根尾黒津字ケ口平六七四の一、六七四の二二、字コ八谷六七八の一、六七九の三、六八一、字下ノ段五九四の六
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町坂ノ東字宮ヶ洞三三〇から三三三四まで、三三三六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更	敷地の幅員	延長	備考
飛騨川線	瑞浪市日吉町字箕打八五二番一地从先から	同 市 同 町 字 山 田 八〇〇四番一地从先まで	別前	七・八〇 二・四〇	六・七〇	

岐阜県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更	敷地の幅員	延長	備考
藤橋線	揖斐郡揖斐川町上野字石戸二七九番地先から	同 郡 同 町 小 島 字 女 夫 石 二 八 番 一 地 先 まで	別前	七・四〇 三・三〇	五〇・〇	

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	中津川2期地区 (広恵寺ため池)	平成30・11・21

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十一年一月十四日から  
平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

海津市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（数値図化、数値編集）

三 作業期間

平成三十一年一月十一日から  
平成三十一年三月二十日まで

四 作業地域

岐阜市、各務原市、山奥市

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画土地区画整理事業  
鷺山中湊土地区画整理事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市計画課

正 誤

(原稿誤り)

平成三十年十二月二十五日号外(三) 豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定(岐阜県告示第六百五十号) 四頁下段前から六行目中「中津川市落合」は、「中津川市落合、瑞浪市大湫町」の誤り。

正 誤

(校正誤り)

平成三十年十二月二十八日第三十号 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第百一号) 八一八頁上段前から十行目及び十一行目中「2冊目」は「2冊目」の、「2冊目(論議資料)」は「2年間(論議資料)」の誤り。

平成三十一年一月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社